

市長への提言及びわたしの提言に係る処理要領

平成30年10月17日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市長への提言及びわたしの提言取扱要綱の規定に基づく、市長への提言及びわたしの提言（以下「提言」という。）及び第3条第1項から第9号に該当する提言として扱わないものに係る処理について、必要な事項を定めるものとする。

(提言の処理)

第2条 提言は、次の各号に従い処理するものとする。

(1) 提言の内容が単独の部局にのみ関係する場合

ア 広報広聴課長は、提言を受け付けたときは、直ちに市長まで供覧し、提言に関して該当する所管部署の市政相談業務担当部次長（以下「所管部次長」という。）に回答依頼するとともに、「市長への提言フォーム」又は「わたしの提言（紙投書）」管理画面（以下「管理画面」という。）の「申請状況」を処理状況にあわせて更新する。

イ 所管部次長は、回答依頼のあった提言の内容を確認し、当該提言の処理について所管部署の長（以下「所管課長等」という。）へ指示する。

ウ 所管部次長から指示を受けた所管課長等は、回答依頼に対する回答について、所定の決裁を経た後、回答書（第1号様式）により広報広聴課長へ回答するものとする。ただし、提言内容に応じ必要な場合は、事前に市長と協議した上で回答するものとする。

(2) 提言の内容が複数の部局に関係する場合

ア 広報広聴課長は提言を受け付けたときは、直ちに市長まで供覧し、提言に関して該当する所管部署の市政相談業務担当部次長に回答依頼するとともに、管理画面の「申請状況」を処理状況にあわせて更新する。

イ 提言の内容に関係する所管部次長は、当該提言の処理について、相互に連携、調整を図り、所管する所管課長等に指示する。

なお、所管部次長間で調整が難しいと判断される場合は、市政相談業務担当の総合政策部次長が調整するものとする。

ウ 所管部次長から指示を受けた所管課長等は、回答依頼に対する回答について、

所定の決裁を経た後、回答書（第1号様式）により広報広聴課長へ回答するものとする。ただし、提言内容に応じ必要な場合は、事前に市長と協議した上で回答するものとする。

- 2 広報広聴課長は前項の処理により、所属課長等から回答を受けた時は、所定の決裁を受けた後、提出者に回答するとともに、管理画面の「申請状況」を処理状況にあわせて更新する。回答は原則郵便で行うものとする。
- 3 提言者への回答については、広報広聴課受理日から原則14日以内とする。ただし、当該期間内に回答できないと判断とされる場合は、所管部次長が速やかにその旨及び延長期間を提出者に連絡するものとする。
- 4 広報広聴課長は、提出者へ回答後、市長に提言処理内容について報告する。
(提言として取扱わないものの対応)

第3条 市長への提言及びわたしの提言取扱要綱第3条1項第1号から9号に該当した場合の提言の取扱は別表のとおりとする。

(行政相談の処理)

第4条 前条において行政相談として対応する場合（行政相談に準じて対応する場合を含む）は、次の手順で処理するものとする。

- (1) 広報広聴課長は受け付けた提言内容から所管部署を決定し、総合政策部長まで供覧する。
- (2) 広報広聴課長は前号で決定した所管部署の市政相談業務担当部次長に提言の提出者への回答等の対応を依頼するとともに、管理画面の「申請状況」を処理状況にあわせて更新する。
- (3) 所管部次長は前号において依頼のあった提言の内容を確認後、提言者への回答の可否を判断し、所管課長等へ対応を指示するとともに、管理画面の「申請状況」を処理状況にあわせて更新する。
- (4) 所管課長等は、回答が必要な場合は、所定の決裁を受けた後、提出者に回答するとともに、管理画面の「申請状況」を処理状況にあわせて更新する。また、回答が不要の場合は、課内で供覧する。
- (5) 回答が必要な場合の提言者への回答については、広報広聴課受理日から原則14日以内とする。ただし、当該期間内に回答できないと判断とされる場合は、所管部次長が速やかにその旨及び延長期間を提出者に連絡するものとする。

2 提言の内容が複数の部署に関係する場合は、広報広聴課長が調整を行い、主たる所管部署の決定を行うものとする。

3 所管課長等は、提出者へ回答等対応後、広報広聴課長に（第2号様式）により報告するものとする。

（広報広聴課限りの処理）

第5条 広報広聴課長は、第3条において広報広聴課限りとして対応する場合において、総合政策部長まで供覧するとともに、管理画面の「申請状況」を処理状況にあわせて更新する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 提言として取扱わないものの対応

号番号※ ¹	区分	対応	備考
(1) (3) (5) (6) (8)	行政相談	所管部署において行政 相談として対応する。 (供覧又は回答)	
(7)	行政相談	所管部署において行政 相談に準じて対応する。 (供覧)	必要に応じて適切な提 出先を案内する。
(2) (4)	広報広聴課限り	供覧	
(9)	広報広聴課限り	供覧	広報広聴課が提言とし て取扱わない理由を付 して決裁を取る。

※1 市長への提言及びわたしの提言取扱要綱第3条1項の対象となる号番号

第1号様式

(市長への提言・わたしの提言) 回答

第 号

年 月 日

総合政策部長 様

(広報広聴課扱い)

所管部長名

(課扱い)

下記のとおり回答します。

【件 名】

【回 答】

提言個別（行政相談）回答報告

報告日

年 月 日

・ 課長 (電話)

・ 担当者名 (電話)

【件名】

○報告内容